

「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」の設置について

2017年9月
2021年10月改定
日本証券業協会

1. 設置の目的

2015年、国際連合は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」(SDGs)として、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットを定め、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組みを進めている。また、我が国においても、「SDGs推進本部」を設置し、我が国の指針としてSDGs実施指針を定めるなど、国際協力への取組みが進みつつある。

このような情勢を踏まえ、証券業界としても、SDGsで掲げられている社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、本協会会長の諮問機関として「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置することとする。

2. 検討事項等

(1) SDGsの17の目標に照らし、以下のテーマについて検討する。

- ① サステナブルファイナンスの推進
- ② 働き方改革及びダイバーシティの推進
- ③ 子供の貧困問題への支援

(2) 国際会議、イベントとの連携、広報活動などについて検討、実施する。

3. 委員会の設置

懇談会はテーマ毎に以下の委員会を設けて検討を行う。

なお、懇談会は、以下の委員会のほか、必要に応じ委員会を設置することができることとする。

(1) サステナブルファイナンス推進委員会

証券業界において、いわゆるインパクト・インベストメント(ワクチン債、ウオーターボンド、グリーンボンド等の組成・販売など)、ESG投資など、既に行われている取組みがSDGsの目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、さらに貢献できる可能性について検討する。

(2) 働き方改革・ダイバーシティ推進委員会

生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、女性雇用の推進、女性管理職の育成、人材マネジメントなど、既に行われている取組みがSDGsの目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、証券業界における生産的な雇用とディーセント・ワークの達成について検討する。

(3) 子供の貧困対策支援委員会

父子家庭、母子家庭、両親のいない子供等への資金援助、ボランティアなどについて、既

に行われている取組みがSDGsの目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、さらに具体的な活動について検討する。

4. 構成

(1) 懇談会

- ① 懇談会の委員は、会員（グループ会社を含む。以下同じ。）の役職員及び有識者をもって構成する。
- ② 懇談会の座長は、会長が務めるものとする。
- ③ 懇談会の委員は、会長が選任する。
- ④ 懇談会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

(2) 委員会

- ① 委員会の委員は、会員の役職員及び有識者をもって構成する。
- ② 委員会に委員長を置く。
- ③ 委員会に委員長代理及び副委員長を置くことができる。
- ④ 委員会の委員は、会長が選任する。
- ⑤ 委員会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- ⑥ 懇談会の委員は、本委員会に参加することができる。

5. 運営

(1) 懇談会

懇談会の検討状況等については、適宜、本協会理事会、証券戦略会議及び自主規制会議に報告する。

(2) 委員会

委員会の検討状況等については、適宜、懇談会に報告する。

6. 事務の所管

懇談会及び委員会の庶務は、本協会SDGs推進本部SDGs推進室が担当する。

以 上